パキスタン

パキスタン・イスラーム共和国

面 積 79.61万 km²

人 口 1億3751万人(2000年6月30日)

首 都 イスラーマバード

言語 ウルドゥー語,英語,ほかに4主要言語

宗 教 イスラーム教 (97%)

政 体 共和制

元 首 ムハマッド・ラフィーク・ターラル

大統領

通 貨 ルピー()米ドル=51.77 ルピー,

2000年度平均)

会計年度 7月~6月



2000年のパキスタン

軍事政権による擬似民主体制構築に向けて

まか まち ひろ き お だ ひさ や 深 町 宏 樹 ・ 小 田 尚 也

概 況

ムシャラフ陸軍参謀長は1999年10月クーデター後の施政方針演説で「民主主義の回復と経済再生を最優先する」と公約した。2000年の経済は好調な農業に支えられて順調であったかに見えるが、製糖業部門の大幅な生産低下により製造業全体としては低成長に終わった。国家財政面ではムシャラフ政権は、徴税制度の改革を目指して基本的に前向きな措置を採ってきた。

民主主義回復に関しては、ムシャラフ軍事政権は国会総選挙についてはその日程をついに年内は明らかにしなかった。村落から県までの地方議会選挙は、政府は公約どおり年末に開始した。とはいえ、この地方選挙がはたして政府の言うとおり民主体制構築を目指したものか、それとも軍が政治を裏から牛耳る疑似民主体制構築のためのものなのかは、年内には判然としなかった。

対外関係では、アメリカの対印パ政策がインド重視策へと転換されたことが、3月のクリントン大統領の南アジア訪問で明白になった。さらには、2000年はアフガニスタン問題との絡みでパキスタンの国際社会での孤立化が目立った。

国 内 政 治

軍事政権の新たな体制固め

2000年のパルヴェーズ・ムシャラフ行政長官は、反軍事政権の気運の高まる中、最大の政敵であったナワーズ・シャリーフ前首相の政界からの放逐に力を注いだ。1月19日、シャリーフ前首相等7人が、1999年10月12日のパキスタン航空(PIA)機ハイジャック事件、暗殺未遂等の容疑でカラチ反テロリズム法廷に起訴された。この「ハイジャック」事件は、ムシャラフ将軍が搭乗していたPIA機のカラチ空港着陸をシャリーフ首相(当時)が禁止して別の空港への着陸を強制しようとし、乗客200人以上の命を危機にさらしたというものである。4月6日、カラチ反テロリズ

ム法廷は国際社会の視線を気にしてか、7人に対する死刑求刑に対し、シャリーフ前首相には終身刑と全財産没収の判決、他の6人には無罪という減軽の判決を下した。また7月22日、パンジャーブ州アトックの汚職審理法廷がシャリーフ前首相に対して14年の禁固刑および21年の公職追放の判決を下した。シャリーフ前首相はいずれの判決についても控訴したが、それらの結果を待たずに彼は「亡命」することになった(後述)。

シャリーフ前首相に対するこうした動きの背景には、1999年だけでなく2000年にもムシャラフ政権によってなされた次の様な周到な下準備があった。まず2000年1月26日に政府は、軍事政権への忠誠の宣誓を最高裁判所、高等裁判所、シャリーアット(イスラーム法)法廷の全判事に対して要求した。これは1999年10月15日発令の暫定憲法命令第1号に基づいてのことであった。その暫定憲法命令の趣旨は、いかなる裁判所も政府に逆らったいかなる命令をも発することは出来ないというものであった。宣誓を拒否した判事達は全て更迭された。また、3月15日には公共の場における政治活動が全国的に禁じられた。政府はこれをクリントン・アメリカ大統領の来訪に備えるためとしていたが、シャリーフ前首相の裁判を政府の意図どおりに運ぶことが本音であった。

5月12日、最高裁判所は、1999年10月クーデターを憲法違反とするパキスタン・ムスリム連盟(PML)による訴訟に対し、同クーデターは「必要の論理に基づくもので法的に有効」との判決を下した。また、8月9日に大統領命令により1962年政党法が改正され、一部政治家の政党役職就任が禁止された。シャリーフ前首相はこの政党法改正によってベーナジール・ブットー元首相等とともに、また先述のアトック汚職審理法廷の判決によっても、政界から放逐されることになった。

ムシャラフ政権によるこれら一連の措置は、国民の目には民主体制構築のため というより軍事政権の体制固めと映り、同政権に対する疑惑を強めていった。政 治家と一般国民の反政府運動がたびたび発生し、政治家たちの間にも民政移管要 求の声が高まっていった。

ムシャラフ行政長官は7月に入ると、政権側と政治家たちとの対話に踏み切った。それは、1999年10月に軍事政権が発足した時、政治家たちを国家安全保障会議(NSC)からも内閣からも排除したため、政府と国民一般との間のパイプ役が存在しなかったからである。しかし、政府は政治家たちを政権寄りに引き込んでパイプ役ないし代弁者の役割を担わせることは出来なかった。それほど政治家たちの民政移管要求は強く、彼らはむしろ反軍政で結束した。

クーデター以前の1999年9月、シャリーフ政権打倒のために大民主連合(GDA) という19政党の連合が結成されていた。その主力はパキスタン人民党(PPP)であった。PPPの党首はベーナジール・ブットー元首相である。当時の与党であったパキスタン・ムスリム連盟ナワーズ派(PML-N)の党首ナワーズ・シャリーフはベーナジール・ブットーの政治的宿敵である。とは言え、PML-Nは紆余曲折の後に2000年11月26日、GDAに加盟してPPPと協力関係に入ったのである。PML-Nを新たな参加政党としたGDAは、従来どおり民政移管実現を共通目標としている。そのわずか2週間後の12月10日、大統領の恩赦によりシャリーフ前首相は家族と共にサウジアラビアへ「亡命」することになった。この「亡命」はサウジアラビア側がムシャラフ政権に要請したことであった。

サウジアラビアがシャリーフ前首相たちを赤い絨毯で歓迎したことが示すように、これは普通に言う「亡命」ではなかった。シャリーフ前首相は1990年8月の湾岸危機発生直後にサウジアラビアの「聖地防衛のために」パキスタン軍の派遣を決定したことがある。「亡命」受入れはサウジアラビア側にとっては、シャリーフの恩義に報いるためであり、他方ムシャラフ行政長官にとっては、反軍政運動の中心となり得る人物を当面は遠ざけたことになる。サウジアラビア側はムシャラフ行政長官に対して、シャリーフ前首相を向こう10年は帰国させず、政治活動をさせないと約束したという。

硬軟両様のイスラーム教政治勢力対策

ムシャラフ行政長官は1999年10月17日の施政方針演説において「既得権益のために宗教を悪用する者たちの過激な行動を抑制する」と言明するなど、イスラーム原理主義(復興主義)と一線を画す姿勢を軍事政権発足当初は明確にしていた。しかし2000年には、イスラーム教諸政党に対する同長官の妥協も目につき始めた。

ムシャラフ政権は、国家財政健全化のために2000/2001年度実施に向けて徴税強化策等を次々に打ち出した。これらに反対する商人等が5月19~21日の全国ストライキ決行を5月10日に発表すると、イスラーム原理主義政党を含むイスラーム教諸政党が共闘を発表した。これは、次の情勢からイスラーム教政治勢力にとっても適切なタイミングであった。

5月上旬,政府は冒瀆法改正の意図を表明した。「冒瀆法」はジヤー・ウル・ハック軍事政権が1984年に布告したもので、同法によると、アッラー、預言者ムハッマド等を言葉、行動等で冒瀆した者は死刑に処される。ムシャラフ政権は今回、

冒瀆法適用の手続きを県副長官等の承認を要することにする等,従来より厳格にしようとした。これに対しイスラーム教19政党が異を唱え,一般売上げ税(GST,後述)に反対する商人等のストライキとの共闘を決定したのである。5月16日,ムシャラフ行政長官は冒瀆法改正計画を撤回した。それにもかかわらずイスラーム教19政党は5月19日からの反GSTストライキで共闘した(写真)。

その後7月15日、ムシャラフ行政長官は「暫定憲法(改正)命令2000年」(「参考資料」参照)を布告した。これは、クーデターにより効力停止状態に置かれている1973年憲法のイスラーム重視諸条項を1999年暫定憲法命令に挿入するというものであった。この措置はムシャラフ軍事政権がイスラーム教諸政党の圧力に押されてのことであった。

これらの動きより以前の2000年1月23日,既存の金融制度をイスラーム金融制度へと変革するための委員会が中央銀行に設置された。これは,最高裁判所のシャリーアット法廷が1999年12月裁定で政府に対してイスラーム金融制度を2000/2001会計年度内に(2001年6月30日までに)確立することを命じたことを受けたものである。この裁定により2001年7月1日からイスラーム法に反する金融関係の法は失効し,国内の取引は全てリバー(riba=利子)無しのものに限られることになる。

国民一般の間では、憲法が効力停止中であるためこの裁定が有効であるのか否 かについて意見対立が生じた。とはいえ、先述したように、いかなる裁判所も軍 事政権の措置に反対することは許されていないため、この裁定の有効性如何は大きな問題とはならなかった。年内に問題化し始めたのは、経済の根幹に影響を及ぼすイスラーム金融制度が、経済再生のために有効であるか否かであった。この点に関しては中央銀行内部の意見も必ずしも一致していないと報じられていた。政府は2000年内にはこの問題で最終的判断を行わず、問題を先送りした。

ムシャラフ行政長官がこのようにイスラーム教政治勢力の要求に妥協するなり 曖昧な姿勢を採ってきた背景には、軍幹部が宗教面で決して一枚岩ではないという事実がある。軍幹部にはイスラーム原理主義強硬派に同調する者が幾人かいると言われる。ムシャラフ行政長官は自らの権力維持のために、2000年には国内政治情勢と両派の動向を観察しつつ、臨機応変な措置を採ってきた。また、イスラーム教強硬派暴走の阻止を求めるアメリカ等の圧力(後述)も国内のイスラーム教政治勢力対策の決定に際して重要な要因になったと考えられる。

ムシャラフ陸軍参謀長による8月31日の軍幹部人事異動は、上述のイスラーム教政治勢力強硬派と穏健派の間のバランスをとるための重要な一例であった。特にアジーズ・ハーン陸軍中将の降格の意味は大きい。同中将は参謀幕僚長(Chief of General Staff)として陸軍序列の第2位にあったが、今回の人事異動でラホール軍団司令官に格下げとなった。アジーズ・ハーン将軍はあるイスラーム原理主義勢力に近いと言われ、その勢力は1999年12月のインド航空機ハイジャック事件に深く関わっていたと伝えられる。彼の降格は、「ムシャラフ政権は軍内のイスラーム原理主義強硬派に対して弱腰だ」との批判をかわすための措置であった。

軍事政権による地方選挙

5月12日に最高裁はクーデターの合法性を認めたが、クーデターの日から3年目(2002年10月12日)の90日前までに国民議会、国会上院、および全4州議会の選挙の実施をムシャラフ政権に命じた。ムシャラフ行政長官はこの判決に従うと言明したが、国会総選挙についてはその日程を2000年内には明らかにしなかった。

ただ、ムシャラフ行政長官は、すでに最高裁の上記判決の2ヵ月ほど前の3月23日に地方自治組織の選挙日程等、地方分権化の新たな枠組みを発表していた。これはその後修正され、8月14日に改めて発表された(「参考資料」参照)。

それによると、地方政府(local government)の枠組みは次のようになる。すなわち、従来どおり、各州(Province)の下に県(District=Zila)、その下に郡(Tehsil)、その下に町村(Union)という三層の行政区が置かれる。しかし、州のすぐ下の軍

管区(Division)が行政区としては廃止された。なお、県の数は全国で110、郡は400 前後、町村は4000~5000だという。2000年12月31日に110県のうち18県において町村評議会(Union Council)選挙が実施された。この選挙は3月23日に発表されていた地方選挙の第1段階とされている。

12月の地方選挙は次のような方式で行われた。(1)非政党選挙方式が採られ、立候補者は全て無所属とされた。(2)分離選挙人制度が採用された。これは選挙人が自分と同じ宗教の立候補者達を選挙対象とする制度である。(3)議席の3分の1が女性に、5%が労働者・農民に、5%が少数宗徒(非イスラーム教徒)に割り当てられた。(4)有権者年齢が21歳から18歳に引き下げられた。

このような地方選挙で出現することになる地方政府の組織・制度に関し、アメリカの戦略国際問題研究所(Center for Strategic and International Studies)の The South Asia Monitor誌10月1日号は「大改革」と評価している。しかし、2001年8月に終了する予定の地方選挙が政府の発表のとおり本当に「民政移管の第一歩」になるか否か、また新たな地方選挙制度が本当に「草の根レベル」に政治への参加意識を植え付けて、政府の言う「下意上達の民主主義」を育成できるか否かについては楽観視することは出来ない。

国内政治展開の方向

パキスタンの軍人は、国民が総選挙によって国政を委任した文民政治家を国政 運営の面で必ずしも信頼しない。それは、建国以来の文民政治家たちが政・官・ 財の癒着構造を築き、私益を国政より優先させ、それが国内政治の不安定化を招 き、国軍が治安回復・維持のために時の政権担当者の私兵であるかのごとく使わ れてきた歴史があるからである。

ムシャラフ軍事政権は、「真の民主主義」の確立を公約してきた。「民主主義の確立」を軍事政権が言うこと自体が矛盾をはらんだことである。しかし、パキスタン建国後約53年の歴史を見ると、限定的ながら「民主化」が軍事政権によって試みられたこともある。

ムシャラフ軍事政権は「世直し」を主張してきた立場上,単純に既存の文民政治家達に政治権力を委譲して旧来の政党政治を復活させることは出来ない。既述の暫定憲法命令第1号,判事の軍事政権に対する忠誠の宣誓,最高裁によるクーデターの合憲化,政党法改正,地方選挙等は,ムシャラフ軍事政権による何らかの新政治体制構築の準備措置ではないだろうか。

その新たな政治体制がどのようなものになるのかは不明である。ただ、ムシャラフ軍事政権による地方選挙によって下意上達の民主主義が地方政治のレベルで育成され、それが国政レベルの民主体制確立の基礎になると考えるのは、期待過剰である。と言うのは、パキスタンの「町村評議会」レベルでの直接選挙は必ずしも「民主的」なものではなく、地方の名士の思惑どおりに展開するのが現実だからである。「地方の名士」とは、全国に7000以上あると言われる「マドラッサ」(宗教学校)の指導者か大土地所有者がその大半を占め、宗教指導者が大土地所有者を兼ねる場合も多い。また、共同体社会の「ビラーダリー」と言われる血縁関係の利益に反する選挙行動をすることは町村レベルではきわめて難しい。

ムシャラフ行政長官は10月10日の記者会見で、自分の政党を結成するつもりは全くなく、軍は2002年10月12日以前に政権から退き、パキスタンを民主制に復帰させると言明した。しかし、パキスタンにおいても軍事政権の発言内容の信頼度は必ずしも高くはない。また、ムシャラフ将軍がクーデターより20日後の1999年11月1日の記者会見で、経済が回復するまでは民政移管の意思のないこと、また軍政の可否について国民投票を実施する予定であると述べたことを記憶に留めておくべきであろう。この後半部分を少し敷延すると、1984年に当時のジヤー・ウル・ハック軍人大統領が「イスラーム化に関する国民投票」という名のもとにその実は軍政継続の可否を国民投票に付し、軍事政権を計10年半継続させたという歴史的事実があった。

ムシャラフ将軍はNSC議長でもあり、強力な権限を有する。とはいえ、彼は独裁者ではない。ムシャラフ政権はNSC幹部軍人たちの中の対印強硬派、穏健派、中間派の集団指導体制である。イスラーム教との関係からすればムシャラフ政権は、軍人たちのうちイスラーム原理主義強硬派の同調者、イスラーム教穏健派、そして中間派の集団指導体制でもある。したがって、軍内の勢力争いの結果によってはムシャラフ行政長官の意思が実現されないこともあり、事態は流動的である。 (深町)

経済

農業部門の好調に支えられた1999/2000年度の経済

1999/2000年度(1999年7月~2000年6月)の実質国内総生産(GDP)成長率は4.8%となり、前年度の3.1%を上回ったものの、目標値の5.0%には及ばなかった。農

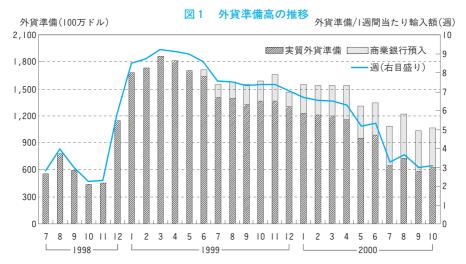
業部門は主要産品の綿花と小麦の豊作で、前年度の2.0%から7.2%へと大幅に成長したが、製造業部門が1.1%の低調な成長率に終わり、全体の足を引っ張る形となった。特に大規模製造業部門は一0.7%のマイナス成長となり、経済制裁のダメージによる影響で不振に終わった前年度をも下回る結果であった。これはサトウキビの不作による製糖業の大幅生産低下(対前年-31.4%)に起因している。一方、製糖業を除く大規模製造業部門の成長率は6%となり、比較的高い成長を遂げた。特に主要産業である繊維部門は、綿花の豊作に支えられて対前年度比11.6%の成長となった。いずれにせよ、大規模製造業部門のマイナス成長は、パキスタンの製造業部門が依然として農産品の豊作不作に大きく依存する脆弱な体質であることを露呈する結果となった。

国際収支の面では、前年度に引き続き経常収支および資本収支ともに赤字となる事態が発生した。理論的には経常収支の赤字は資本収支の黒字と外貨準備により埋め合わすものであるが、国際通貨基金(IMF)からの融資が停止の状態であったため、その間の公的資本流入は大幅に減少し、また民間資本も短期資本を中心に純流出が起こるなど最終的に資本収支が赤字となった。外貨繰りが苦しくなるなか、中央銀行は外貨獲得のためにオープン市場(別名Kerb市場とよばれる外国為替のインフォーマル市場)から合計16億3400万㎡、を購入するという手段に打って出た(外貨準備の推移は図1参照)。

経常収支赤字は,前年度の24億2900万 $^{\kappa}$ _ルから11億4000万 $^{\kappa}$ _ルにまで改善した。これは貿易収支赤字が前年度の20億8500万 $^{\kappa}$ _ルから14億3500万 $^{\kappa}$ _ルに縮小したことと,中央銀行によるオープン市場からのドル購入が移転収支にプラスとして組み込まれていることによる。輸出はドルベースで対前年比10.1%増の85億6860万 $^{\kappa}$ _ル,輸出の主力である繊維製品が好調であり,単価低下を上回る量の伸びにより12.4%増の55億8810万 $^{\kappa}$ _ルを記録した。輸入は9.3%増の103億940万 $^{\kappa}$ _ルで,国際原油価格の急騰により石油関連製品の輸入が前年度の14億6490万 $^{\kappa}$ _ルから28億440万 $^{\kappa}$ _ルへと91.4%も増加した。一方,食糧品と資本財の輸入はそれぞれ31.9%,9.1%の減少であった。

伸び悩む2000/2001年度上半期の経済

2000年11月末のIMF融資再開に際して, IMFとパキスタン政府の間で設定された2000/2001年度(2000年7月~2001年6月)の目標GDP成長率は4.5%であった。しかしながら農業部門の伸び悩みや製糖業の不振などにより, 2001年2月, 目標値



(注) 商業銀行預入は、FE13と呼ばれる商業銀行から中央銀行への外貨預け入れで、流動 的な外貨準備ではない。IMFは、パキスタンに対し、輸入7週間分の外貨準備を維持す るように指導している。

(出所) State Bank of Pakistan, Annual Report 1999/2000より筆者作成。

は3.8%に下方修正された。中央銀行は、2000/2001年度上半期終了時点の予測として、最終的な成長率は4%を割り込むであろうと報告している。

前年度好調であった農業部門は、前年比2.6%の成長を目標としているが、潅漑水の不足が想像以上に深刻化しており、主要産品である綿花、コメ、サトウキビそして小麦ともに前年度を10%~15%ほど下回る収穫レベルとなる模様である。一方、製糖業を除く大規模製造業部門は、2000/2001年度上半期終了時点において7.6%と前年度に引き続き高い成長を記録している。なかでも繊維、農薬、自動車などの部門が好調である。民間の資金需要も大幅に伸び、2000年7月から12月までの貸出額は、前年度同期間の3倍以上の806億2世となっている。しかしながら製糖業が前年度に引き続き不振で、大幅なマイナス成長が予想され、大規模製造業部門は、2年連続の低成長に終わりそうである。

2000年7月から2001年1月末までの輸出額は52億2171万^ド_ルとなり、これは目標値の56億3600万^ド_ルには及ばなかったものの、前年度同期間の47億6583万^ド_ルを9.6%、4億5588万^ド_ル上回る額であった。繊維製品以外の製造品輸出が好調で、対前年度同期間比で石油関連製品が87.4%増(4343万^ド_ル増)、革製品29.81%増(6149万^ド_ル

増)を記録している。農産品では、原綿が528.1%増(8794万^{F_n}^H)であった。主要輸出品である繊維製品は、1億2957万^{F_n}の増加であるが原綿の価格低下と競争激化による国際的な製品価格低下を反映してその伸び率が鈍化している。現在のペースでは、IMFとの合意目標である年間輸出額94億 F_n を達成することは、困難であると考えられる。

一方、2000年7月から2001年1月末までの輸入額は、前年度同期間の57億7880 $万^{\mu}$ 、を10%上回る63億6210 $万^{\mu}$ 、となっている。前年来の原油価格高とサトウキビ 不作による砂糖の輸入が主たる増加の要因である。この7カ月間で原油ならびに 関連製品の輸入額は20億4543 $万^{\mu}$ 、にのぼり、これは前年度同期間より実に41.6%、6億73 $万^{\mu}$ 、の増加である。またサトウキビの不作による砂糖の輸入はほぼ2億 $^{\mu}$ 、を記録している。2001年1月末時点での貿易収支赤字は、すでに11億4000 $万^{\mu}$ 、に 達しており、繊維製品の輸出が伸び悩むなか、現在の原油価格が維持されれば2000/2001年度の貿易赤字額は前年度の14億3500 $万^{\mu}$ 、を超えると予測され、パキスタンの外貨繰りに更なる困難をもたらしそうである。

IMF融資の再開

シャリーフ前政権下の1999年9月以来,凍結の状態にあった拡大構造調整ファシリティー/拡大融資ファシリティー(ESAF/EFF)再開に向けてのムシャラフ政権とIMFの交渉は,2000年1月より開始された。しかしながらシャリーフ前政権下での財政赤字誤報告が発覚し,この問題処理のため具体的な交渉は,4月以降へと遅れることとなった*。その後,9月中旬にIMF訪問団とパキスタン政府の間で合意に達し,11月29日,IMF理事会はパキスタンへの5億9600万 $^{\mu}$ のスタンドバイ融資(SBA)を承認した。期間は2001年9月末までの10カ月間で,即日,第1回目トランシェとして1億9200万 $^{\mu}$ が支払われた。

パキスタン政府は、ESAF/EFFから3年間の中期融資である貧困削減成長ファシリティー(PRGF)への移行を望んでいたが、10カ月間という短期でかつ高金利のスタンドバイ融資というIMF側の判断が下されたことで、また融資再開までに予想以上の時間がかかったことも相まって、アメリカを中心として先進国側からの

^{*}ムシャラフ政権は、シャリーフ前政権下で財政データの操作が行われていたことを発見し、IMFに報告。IMFは1994年度から1998年度の財政データを修正し、1998年度、1999年度の対GDP財政赤字比率は、それぞれ5.7%から7.6%へ、4.5%から6.1%に修正となった。この件につきパキスタンはIMFに 5 億3900万 $^{\mu}$ %を返金した。

= 1 1		ALS:200
表 1	MF融資実施:	仅沉

	式 · ··································									
	IMFプログラム	期間	融資額 (100万米ドル) 承認 受取		実施状況					
1	Stand-by Arrangement (SBA)	1993~1994	377	126	1993年に停止					
2	Enhanced Structural Adjustment Facility (ESAF)	1993~1996	849	290	1994年に停止					
3	Extended Fund Facility (EFF)	1993~1996	531	177	1994年に停止					
4	Stand-by Arrangement (SBA)	1995~1997	600 216	277 150	1996年 3 月に停止後, 1996年12月に 再開。しかし1997年に再び停止					
5	Enhanced Structural Adjustment Facility (ESAF)	1997~2000	935	310	1997年10月に停止					
6	Extended Fund Facility (EFF)	1997~2000	623	77	1997年10月に停止					
7	Enhanced Structural Adjustment Facility (ESAF)	1998~2001	637	53	1998年5月の核実験後に停止。1999年1月に再開するも,1999年9月に再び停止					
8	Extended Fund Facility (EFF)	1998~2001	557	78	1998年5月の核実験後に停止。1999年1月に再開するも,1999年9月に再び停止					
9	Contingency & Compensatory Financing Facility (CCFF)	1999	495	495	1999年1月全額受取					
10	Stand-by Arrangement (SBA)	2000~2001	596	325	プログラム継続中。2001年3月末に 第2回目トランシェ受領					

(出所) State Bank of Pakistan, Annual Report 1999/2000より筆者作成。

政治圧力が働いていたのではとの憶測が飛び交った。具体的にはアフガン問題, カシミール問題,包括的核実験禁止条約(CTBT)署名,そして民主化への移行問題 などが融資交渉の遡上にあがったと言われている。これに対しアジーズ蔵相はそ のような噂を全面否定し、過去の政権による融資条件不履行などパキスタン側の 信頼欠如に原因があると発言した(表1参照)。

2001年1月22日、IMF融資再開に伴いパリクラブでパキスタンの公的債務返済繰り延べ(リスケジュール)についての協議がもたれ、2000年11月末時点での延滞分と2000年12月1日から2001年9月30日までに返済期限を迎える18億 $^{\mu}$ 。分のリスケ

ジュールが決定された。これにより、しばしの"息継ぎ"期間を得ることができたものの、原油高を反映して貿易赤字は拡大傾向にあり、また海外からの投資も停滞し*,短期間でパキスタンの本質的な外貨獲得能力が改善しない状況を考慮すると、2001年の10月以降、3度目のリスケジュールという可能性も十分に考えられるであろう。

外貨繰りの厳しいパキスタンにとってIMF融資の再開は、歓迎すべきものである一方、今回の融資期間が10カ月間という短期であることから、政府としては構造改革へ本腰を入れるというより、融資継続のための短期経済指標達成に全力を傾けなくてはならず、長期的展望に立った経済運営が困難であることは確かであるう。ともあれ今後パキスタン政府としては、2001年10月からの貧困削減成長ファシリティー(PRGF)への移行を目指してIMFとの合意目標を達成し、失われた信頼を回復していく努力を続けていかねばならい。

為替政策の変換とルピーの下落

IMFの融資再開に先立ち,2000年7月21日,中央銀行はルピーの固定相場制から管理変動相場制へと政策転換を行った。これには、IMFからの圧力が大きく働いていた。1999年5月の核実験以降、中央銀行は段階的なルピー切り下げにより、輸出競争力を維持し、外貨準備の水準を保とうとしてきた。だがその水準は徐々に悪化し、当面の外貨確保にはIMFからの支援が必要であった(図1参照)。変動相場制への移行は、IMF融資再開の条件の一つであり、中央銀行としては、外貨不足により対外債務支払の見通しが立たないなか、この条件を飲まざるを得なかった。

しかしながら,経済の先行きが不透明な状況での変動相場制への移行は,直ちにルピーの大幅な下落を招いた。さらにIMF融資が,パキスタンが希望していた中期の融資ではなく,短期のスタンドバイ融資であることが明るみになるや,一層のルピー売り圧力が加わり,移行前日の7月20日に $1^{\kappa_{\mu}}=52^{\mu\nu}$ 程度であった銀行間対ドルルピー相場は,10月5日には $1^{\kappa_{\mu}}=60^{\mu\nu}$ を超えるところまで下落した。ルピーの急激な下落に対し,中央銀行はレポレートおよび財務証券金利の引き上げや,現金準備率の引き上げを行うなどのルピー防衛策に打って出た。パキス

^{*2000/2001}年度上半期の外国投資額は、7470万 $^{\mu}$ 。で前年度同期間比73%の減少である。直接 投資が53%減の1億4210万 $^{\mu}$ 。、間接投資は、6740万 $^{\mu}$ の純流出となっている。資本収支全 体では、改善が見られるものの、3億9100万 $^{\mu}$ 。の赤字である。

タン銀行協会は、輸入信用状開設に際し、30%の前納金支払いを義務づけることを決定(11月13日には撤廃)するなど、ルピー相場の安定化に努めた。これらの手段により、ルピーのさらなる下落を防ぐことには成功したものの、国内債務の金利負担増や流動性逼迫などさまざまな副作用を生むことになった。またルピー減価により期待された輸出の伸びは、目標値には及ばず、現在のところ、変動相場制導入は外貨準備増加への大きなプラス要因とはなっていない。

財政面での新展開

たび重なる税制改革の試みは、過去の政権下において幾度となく失敗に終わってきた。2000年12月発表の「新経済政策」の中でも税制改革への取り組みが強調されていただけに、現政権がどのようなアクションをとるかが注目されていた。まずムシャラフ政権は、税制改革の根幹を担うものとして、経済活動を記録する「経済の書面化」(documentation of the economy)を押し進めることが必要であるとし、所得税収拡大のための納税実態調査と小売り段階での一般売上げ税(GST)の導入開始を決定した。「書面化」の動きに関連して、密輸品の取り締まり強化や脱税恩赦制度(tax amnesty)も実施された。

小売り段階へのGST課税は、当初、付加価値分に対して一律15%の課税を行うことで作業が進められていたが、小売業者の反対を受け、2001年6月末までの段階的措置として、総売上げに対し1%もしくは2%の課税をする総売上高税(turnover tax)を導入することで合意に至っている。ブットー、シャリーフ政権下で小売り段階へのGST課税は、頓挫してきた経緯があるだけに、不完全ながらもGST課税導入への基礎を築き上げたことで税制改革は一歩前進したと言える。今後は、2001/2002年度から完全な形でのGST課税導入が実施できるか現政権の手腕が問われることとなる。その他の税制面での展開としては、2000年1月より石油、ガス、電気へのGST導入開始、7月よりGSTのサービス部門への適用などが挙げられる。

IMFとの合意では、2000/2001年度の財政赤字額は、1857億 となっている。当初4300億 と設定された税収額は、その後4170億 へと下方修正された。2001年3月末時点の段階では、目標値より140億 で不足の状況である。財政赤字削減は、IMF融資の継続条件として最優先事項の一つであり、今後、目標値からの乖離が大きくなるようであれば、再び融資停止という状況に追い込まれる可能性も否定できないであろう。

経済展望

2000年11月のIMF融資再開とそれに続くパリクラブによるリスケジュール承認,加えてハブコ社との和解が成立し、42ヵ月間におよんだIPP問題*に終止符が打たれるなど、プラスの要因が見受けられる。一方、原油価格の高騰による輸入額の増加、繊維製品価格の低下や最大の輸出先であるアメリカの景気後退による輸出の減速、潅漑水不足の農業生産への悪影響など多くのマイナス要因を抱えている。また1999年12月の最高裁判決に従い、2001年7月1日より、リバー(riba=利子)無し金融システム(イスラーム金融制度)が開始される予定であるが、具体的なフレームワークが明らかでなく、新たな不安要因となっている**。当面はIMFの短期プログラムを完遂し、中期の貧困削減成長ファシリティー(PRGF)に移行することを目標に経済運営を行っていくことが賢明であると考えられる。長期的な視野に立った経済の舵取りは来年度以降となり、パキスタン経済の浮上には、まだまだ多くの時間を要しそうである。

(小田)



深まる孤立

アフガニスタンのイスラーム原理主義強硬派であるターリバーン勢力に対する支援,1998年の核実験,1999年の軍事クーデター等のためにパキスタンは国際的孤立を深めてきた。2000年に入っても、既述の最高裁の判決にもかかわらず、民政移管がいつになるのかは不確実のままであり、この民主化問題は特にインドとの対比においてパキスタンの孤立を深めてきた。

2000年のパキスタンの対外関係はインド航空機ハイジャック事件を巡る問題から始まった。1999年12月下旬にネパールのカトマンドゥ発デリー行きのインディアン・エアラインズ機がハイジャックされた。事件はパキスタンおよびアフガニ

^{*}IPP問題:第2次ブットー政権と独立系発電事業者(IPP)の間で交わされた買電価格契約を、シャリーフ政権が「汚職による契約」であると一方的に破棄し、IPP側に値下げを迫ったことに端を発した問題。IPP最大事業者であるハブコ(Hub Power Company Ltd.)との交渉は長期化し、パキスタンへの外国投資に大きなマイナスの影響を与えた。

^{**} ムシャラフ行政長官は、外国投資や対外債務返済を含むすべての国際金融取引は、イスラーム金融制度の影響を受けず、契約条件どおりに取引が実施されると発言している。

スタンをも巻き込み、結局1999年12月31日に解決した。しかし、釈放された犯人達がカシミールの反インド・ムスリム勢力であったため、インド政府はパキスタンの関与を疑い、パキスタンを「テロリスト国家」と非難し、同国をさらに孤立化させるために国際社会に訴えた。

ハイジャック問題で印パ関係が更に悪化したままの状況下で、1997年からアメリカ政府の懸案事項となっていたクリントン大統領の南アジア諸国歴訪のうちパキスタン訪問が実行されるか否かについてはさまざまな憶測が乱れ飛んだ。CTBTのパキスタンによる署名拒否、カシミール問題、アフガニスタン問題、パキスタン国内および周辺諸国に対するテロリズム、麻薬問題、民政移管問題等に関して明るい展望が開けないからであった。だが、クリントン大統領が印パ両国のうちインドだけを訪問した場合にはパキスタンの反米感情に火がつくことは明らかであった。

結局,アメリカ政府はクリントン大統領の3月19~25日のインド,パキスタン,バングラデシュ訪問を3月7日に発表した。パキスタンのムシャラフ行政長官は翌8日,アメリカ大統領のパキスタン訪問決定はアメリカがパキスタンの「軍事政権の合法性を認めたことを意味する」として,その発表を歓迎した。しかし翌日,クリントン大統領はそれを否定した。

パキスタンを25日に訪問したクリントン大統領はムシャラフ行政長官と会談を行った。アメリカ大統領がパキスタンを訪問したのは、基本的には、アメリカの南アジア、中国、中央アジア、アフガニスタン、中東との関係におけるパキスタンの重要性が軽視できないからであった。クリントン大統領は、ムシャラフ軍事政権を容認したとの印象を与えずにパキスタンに対するアメリカの影響力を維持するというジレンマに直面していたのである。

一方、パキスタンのムシャラフ行政長官もジレンマに陥っていた。対米関係改善の必要性と反米ナショナリズムとのジレンマである。ムシャラフ行政長官は、経済再生のためにはIMF等からの経済援助の再開・増大を不可欠としていた。それを獲得するためにはアメリカの諸要請を受諾することが最も効果的であった。しかしムシャラフ行政長官は、種々の問題で自国と相容れないアメリカの要求に屈することは出来なかった。対米屈服がパキスタン・ナショナリズムを刺激し、イスラーム原理主義強硬派だけでなく多くの国民の間に激しい反米運動および反政府運動を呼び起こすことは必至であった。そうなれば経済は再生どころかさらに悪化するだけであった。ムシャラフ政権はこのようなジレンマの中でクリント

ン大統領を迎えた。なお、ムシャラフ行政長官が先述の地方選挙についての発表を3月23日に行ったのは、その日がパキスタンにとって「建国決意表明記念日」とでも言える国家的記念日であったためだけでなく、クリントン大統領の来訪を意識してのことであったことも間違いない。

3月25日、アメリカの警備隊員も加わった厳戒態勢の中、インドからパキスタンに入国したクリントン大統領はムシャラフ行政長官等と会談を行ったが、CTBTのパキスタンによる署名、国会総選挙日程等の重要問題に関しては何の進展も見られず、共同声明はなかった。

クリントン大統領はムシャラフ行政長官との会談等の後、パキスタン国営テレビ・ラジオでパキスタン国民に向けて演説し、民政移管、CTBT署名、カシミールの印パ実効支配線(LOACまたはLOC)尊重等の重要性を強調し、国際的孤立からの脱却の必要性を強調した。

なお、クリントン大統領はインドには5泊したが、パキスタン滞在は6時間半ほどにすぎなかった。この事実は、アメリカの対南アジア政策が米ソ冷戦期の残滓をふるい落としてインドとの政治・経済関係に重きを置くものへと変更され、冷戦時代のアメリカの対印パ均等政策がもはや存在しないことを象徴していた。

孤立からの脱却は可能か

パキスタンの国際的孤立からの脱却のための最も重要な鍵は対米関係改善であるが、そのための条件は多い。その一つは印パ関係の改善である。しかし、2000年の印パ関係は悪化こそすれ改善はほとんど見られなかった。パキスタン側はインドに対して時に応じて対話を申し入れたが、インド側は、パキスタンによるインド側カシミールに対する「越境テロ」の中止を対話開始の前提とする等、強気な姿勢を崩さなかった。その背景には、アメリカの対印パ政策の変化、またパキスタンの国際的孤立があったことは言うまでもない。

インドは、パキスタンをテロリスト国家と宣言するようアメリカに要請し続けたが、アメリカはそれを拒否し続けた。アメリカがパキスタンをもしも「テロリスト国家」と宣言すれば、パキスタンは国際的に更に孤立するだけでなく、経済再生のために不可欠としている世銀・IMF等の援助を享受できなくなってしまうのである。アメリカがパキスタンをテロ国家と宣言しなかったのは、パキスタンの孤立、また経済悪化による国家的破綻を望んではいないからである。アメリカは印パ両国の関係改善を水面下で試みていたようだが、年内にはほとんど奏効し

なかった。

印パ関係にまだ雪解けの兆しはない。両国間でカシミールにおける大規模な地域的紛争は再び発生するかも知れない。しかし、本格的印パ戦争の可能性は低い。それは基本的には、現在の印パ両国とも戦争によってアメリカの不興を買うことは出来ないからである。

クリントン大統領のパキスタン訪問は、印パ両国間の諸問題だけでなく、アフガニスタン問題の解決に向けてパキスタンの協力を取り付けるためでもあった。 それは、アフガニスタンから諸外国に流入する麻薬を統制するためであり、また、イスラーム教強硬派の諸外国流入阻止にパキスタンの協力を求めるためであった。 アメリカとしては特に、ターリバーンがかくまっていると言われるウサーマ・ビン・ラーデンのアメリカへの引渡しのためにパキスタンの協力を得ることが重要な目的であった。

パキスタンは、自らも害を被っている麻薬問題についてはアメリカに協力的である。しかし、中央アジアの天然ガスと石油のパイプラインをアフガニスタン経由で自国に引くことを望むパキスタンとしてはアフガニスタンのターリバーン政権と対立するアメリカの全ての要求を受け入れることは出来ない。

中央アジア諸国、ロシア、イラン、中国等ではアフガニスタンからの麻薬およびテロリズムの流入が重大な懸案事項となっており、同国のターリバーン政権を支援しているパキスタンに対してそれらの流入の統制を強く要求している。ターリバーン勢力はまた、インド側カシミールの反インド政府イスラーム教徒勢力と連携関係にあり、このことが印パ関係改善の大きな阻害要因の一つになっている。

ムシャラフ行政長官は2000年を通じて特にイスラーム教諸国に頻繁に自ら訪問し、あるいは特使を派遣して孤立からの脱却を試みた。ムシャラフ行政長官は1月17~18日にはクーデター後初の非イスラーム教国の訪問、すなわち中国訪問を行った。これは朱鎔基中国首相の招待によるものであった。ムシャラフ行政長官は17日に朱鎔基首相と、18日には江沢民国家主席、また李鵬全国人民代表大会常務委員長と個別に会談した。この訪中でパキスタンにとってきわめて重要であったのは、中国の指導部がムシャラフ将軍と会談し、また軍事政権を事実上承認したことである。また、中国はパキスタンのCTBT署名に反対の立場を明らかにした。

しかし、中国はパキスタンのターリバーン支援に批判的である。それは中国が 新疆省のイスラーム教徒独立運動にターリバーンの影響の及ぶことを強く危惧す るからである。なお、インドのナラヤナン大統領が5月28日~6月3日に訪中した時にも中国の上記の指導部はやはり同大統領と会談している。

アメリカ以外の外国からパキスタンを訪問した要人としては日本の森首相が重要であった。森首相は8月20~21日に日本の首相としては10年ぶりにパキスタンを訪れ、パキスタンの孤立脱却のための最大の条件であるCTBT署名を強く訴えた。しかし、ムシャラフ行政長官はCTBT署名について明確な回答をせず、両国首脳会談の共同声明はなかった。

なお、先述のイスラーム金融制度についてパキスタン政府は、対外取引はイスラーム法の範疇外であり、影響は受けないと言明したが、先進諸国の疑惑は必ずしも消えておらず、経済面でもパキスタンが国際社会から遠ざかることが心配される。

(深町)

2001年の課題

パキスタンはさまざまの分野に数多くの難問を抱えている。それらのうち、最も重要なのは経済再建である。だが、経済再建は国内政治、対外関係等と密接に連動しており、ムシャラフ政権は種々の問題に同時並行的に対処しなければならない。

パキスタンが現在置かれている状況からすると、国際社会における孤立から脱却して他の国々と建設的な関係を回復し、それを保っていくことが肝要である。現在のパキスタンにとって国際的孤立からの脱却の鍵となるのは対米関係改善である。そして、そのまた鍵となるのが対印関係改善であろう。パキスタンはまた、対印関係と同時に麻薬やテロリズム等、アフガニスタン絡みの問題の解決に尽力すべきであろう。パキスタンの対印関係、核不拡散問題、対アフガニスタン関係等を巡る対米関係の改善がなければ、パキスタンの内政・外政両面での安定化は容易ではない。

パキスタンの国内政治は対外関係の影響を強く受ける。特に対米・対印関係は 政策上の大きな制約要因であることは否定し得ない。ムシャラフ軍事政権がその 事実から目をそらすことなく、国内の政治・経済改善策を実行することが強く期 待される。

(深町:地域研究第1部主任研究員)

(小田:地域研究第1部)

重要日誌 パキスタン 2000年

1月1日 ▶電気料金へ15%の一般売上税 (GST)課税開始。

▶政府,国民貯蓄スキーム(NSS)の利回り 引下げ決定。中央銀行(SBP)は、レポレート を13%から11%に引下げ。

6日 ▶1999年12月のネパール発インド航空 機ハイジャック事件に関係し、その後パキス タンに入国したマスウード・アズハル師、カ ラチで記者会見。

13日 ▶アメリカ上院議員代表団,来訪。

▶ガスリー・イギリス軍参謀長, 首相特使 として来訪(~14日)。

15日 ▶アメリカ上院外交委員会代表団,来 訪(~17日)。団長はブラウンバック上院議員。

17日 ▶パルヴェーズ・ムシャラフ行政長官, 訪中。18日、江沢民中国国家主席と会談。

19日 ▶検察は、ナワーズ・シャリーフ前首相ら7人を1999年10月のパキスタン航空機「ハイジャク」等の件で、カラチ反テロリズム法廷に正式起訴。

20日 ▶インダーファース・アメリカ国務次 官補. 来訪(~21日)。

23日 ▶政府,経済イスラーム化委員会(CIE) を設置。

26日 ▶政府は、最高裁判所、高等裁判所、 連邦シャリーアット(イスラーム法)法廷の全 判事に対し暫定憲法命令に基づき軍事政権へ の忠誠の宣誓を指令。最高裁の長官と判事5 人が拒否して更迭された。

▶カラチ反テロリズム法廷,シャリーフ前 首相に対する初公判。

2月2日 ▶国家安全保障会議(NSC)は核管理等を行う国家司令本部(National Command Authority=NCA)の新設を承認,発表。

4日 ▶アジーズ蔵相、来年度より小売り段

階でのGST導入を発表。

7日 ▶政府,ハトフ1号(Hatf1)短距離地対 地ミサイル発射実験をインド等の周辺諸国に 通告の上,実施。

16日 ▶政府,燃料油価格15%値上げ。

18日 ▶中国外務省高級代表団,来訪。

26日 ▶中国軍事代表団,来訪(~3月1日)。 3月1日 ▶政府,脱税恩赦スキーム(TAS-2000)を開始(6月30日まで実施)。

4日 ▶マスウード・アズハル師, 新たな対インド武装組織創設を発表。

14日▶内閣,小規模拡大。

15日 ▶政府,公共の場でのデモ,集会など の活動を全国的に禁止。

▶アメリカ科学者連盟(FAS),パキスタン・パンジャーブ州フッシュアーブのプルトニウム生産用原子炉の写真と同州サルゴーダのM 11ミサイル発射基地の写真(いずれも商業衛星が撮影)を公表。

20日 ▶カラチ反テロリズム法廷で検察側は シャリーフ前首相等 7 被告全員の死刑を求刑。 ▶政府,石油製品価格,平均 5 %の引上げ 決定。

23日 ▶ムシャラフ行政長官,地方分権の枠組みを発表(地方自治体の選挙日程など)。

25日 ▶クリントン・アメリカ大統領、来訪。 ムシャラフ行政長官と会談(1時間40分),国 営テレビ・ラジオで演説(15分)。パキスタン 滞在は6時間半。

27日 ▶ムシャラフ行政長官,東南アジア諸 国歴訪へ。マレーシア,シンガポール,イン ドネシア,ブルネイ,タイ(~4月4日)。

▶中央銀行,機関投資家による国民貯蓄ス キームへの投資禁止を発表。

30日 ▶中央銀行,海外投資家の外貨送金規制を撤廃。

31日 ▶ハイダル内相, 訪米(~4月5日)。 4月3日 ▶マフムード軍統合情報局(ISI)長 官, 訪米(~5日)。

5日 ▶ アミーンザーデ・イラン副外相,来 訪(~7日)。

6日▶カラチ反テロリズム法廷、シャリー フ前首相に対し終身刑と全財産没収の判決。 他の6人には無罪判決。

▶アメリカのフリー連邦捜査局(FBI)長官, 来訪。

10日 ▶ムシャラフ行政長官, 訪仏。12日, G77首脳会議出席のためキューバへ。

12日 ▶ムシャラフ行政長官,ハバナで開催 のG77首脳会議(~14日)に出席。

▶ジャッバル行政長官顧問(情報・メディア 担当), 訪米(~19日)。

14日 ▶ムシャラフ行政長官,ハバナの帰路,リビア(~15日)とエジプト(15~17日)を訪問。

▶政府,2000/2001年度綿花政策を発表。綿 花輸出の原則自由化承認へ。

26日 ▶日本政府,対パキスタン公的債務の リスケジュールに合意。総額8億2200万^г_ν。

28日 ▶IMF,シャリーフ前政権の1997/1998 年度および1998/1999年度財政赤字額誤報告 に対し、5500万^ドルの融資返還を通達。

30日 ▶バーラ・バーザール(密輸市場)商人 と政府の間で密輸業の合法ビジネス化を目差 す妥協,成立。

5月5日 ▶政府,燃料油価格10%値上げ決定。 6日 ▶カンシー宗教相,イスラーム教擁護 のための冒瀆法を改正する可能性を表明。

▶サッタール外相, サウジアラビア訪問(~8日)。

12日▶最高裁, 1999年10月12日のクーデターを「必要性の論理に基づいたもので法的に有効」と判決。

15日 ▶ムシャラフ行政長官、トルクメニス

タン訪問(~16日)。

16日 ▶ムシャラフ行政長官, 冒瀆法改正案を撤回。

19日 ▶税調査に反対する零細商工業主の全 国ストライキ(~21日)。

24日 ▶ ダーウードポータ・シンド州知事と他 3 人の州大臣,辞任。

▶ターラル大統領,「国家経済書類化調査 令」と「税法修正令」を公布。

25日 ▶ピカリング・アメリカ国務次官,来 訪(~27日)。

27日 ▶カラチ, ラホールなど主要13都市で納税実態調査開始。商工業主によるスト発生。 6月2日 ▶検察側, パンジャーブ州アトックの汚職審査法廷にシャリーフ前首相を正式に起訴。

9日 ▶ ムシャラフ行政長官,第6回経済協力機構(ECO)首脳会議出席のためイラン訪問。11日,ムシャラフ行政長官,イランからオマーン訪問(~12日)。

▶政府、納税調査に関して大幅譲歩。5月 27日以来のストは各地で終息へ。

12日 ▶財務省、「経済白書」を発表。

15日 ▶サッタール外相, 訪米。第9回パキスタン・アメリカ安全保障会議でタルボット 国務副長官, ピカリング国務次官等と個別に 会談。

16日 ▶ワヒド・インドネシア大統領, 来訪 (~17日)。

17日 ▶ムシャラフ行政長官, サウジアラビ ア訪問(~19日)。

▶アジーズ蔵相,2000/2001年度予算発表。 22日 ▶バローチスタン州オルマーラにトルコとベルギーの資金協力で建設されたジンナー海軍基地,開設。

28日 ▶政府,2000/2001年度貿易政策発表。 30日 ▶TAS-2000終了。90億ペロの税収。 7月1日 ▶ 小売段階での2%の売上高税 (turnover tax)導入開始。サービス分野への一般売上税課税開始。

▶燃料油の輸入自由化開始。

▶ガス価格の15%引上げ。

5日 ▶ ターラル大統領, 国家説明責任局 (NAB) 令の第2次改正令を布告。

10日 ▶シプリアン少数宗徒問題・文化・スポーツ・観光・青少年相,辞任。

▶アフガニスタン首都カーブルのパキスタン大使館で爆弾事件発生。

15日 ▶ムシャラフ行政長官,「暫定憲法(改正)命令2000年」を布告。暫定憲法命令1999年第1号の改正。

20日 ▶中央銀行,銀行間市場でのルピー取引自由化,変動相場制への移行を決定。

22日 ▶パンジャーブ州アトックの汚職審査 法廷,シャリーフ前首相に対して21年間の公 職追放等の判決。

23日 ▶唐中国外相,来訪(~25日)。

24日 ▶政府,核管理リスト発表。

▶反テロリズム法改正。

▶商業省,核関連物質の輸出管理に関する 全面広告を各紙に発表。

25日 ▶ムシャラフ行政長官、パキスタン・ムスリム連盟(PML)、パキスタン人民党(PPP)、統一民族運動党(MQM)の代表者と個別に会談。

26日 ▶パキスタン国営石油公社(PSO),燃料油価格14%引下げを決定。

8月2日▶アジーズ蔵相,第2次脱税恩赦ス キームを発表(翌3日より開始,11月末まで)。

3日▶商業省、核関連物質の輸出を認可。

4日 ▶貧困緩和策の一環として「マイクロファイナンス銀行条例2000」を発表。

7 日 ▶中国国防代表団,来訪(~13日)。

9日 ▶ターラル大統領。政党法改正令を布

告。

13日 ▶シャフィーク北西辺境州知事および 州大臣 7 人、辞任。

▶アラファト・パレスチナ解放機構(PLO) 執行委員会議長、来訪。

14日 ▶ムシャラフ行政長官,全国演説で地 方自治体選挙について発表。

15日 ▶NSCおよび内閣, 改造。

20日▶南西アジア4ヵ国歴訪中の森日本首相,パキスタンに来訪。21日,森首相はムシャラフ行政長官と会談。同日夕刻,インドのバンガロールへ出発。

22日 ▶政府,卸小売り商人に対する売上高税の2%から1%への引下げに合意。新たに11都市での納税実態調査を発表。

24日 ▶政府, IT政策を発表。

25日 ▶マッキノン英連邦事務局長,来訪(~27日)。

31日 ▶軍幹部の人事異動。

9月5日 ▶ムシャラフ行政長官, 訪米(~14日)。

6日 ▶ムシャラフ行政長官,国連ミレニアム・サミットでの演説で,南アジアは「世界で最も不安定な地域だ」と述べる。

7日 ▶ムシャラフ行政長官, プーチン・ロシア大統領と国連で会談(10分間)。

▶国家電力統制局(NEPRA), 水利電力開発公社(WAPDA)による電力料金7.5%の値上げ承認。

8日 ▶ムシャラフ行政長官,国連総会レセ プションでクリントン大統領と非公式に会見 し、カシミール問題等を協議。

12日 ▶政府,自己申告制による所得申告制 度(SAS)を発表。

14日 ▶ムシャラフ行政長官搭乗のパキスタン航空機,機内に爆弾を仕掛けられたとの通報でニューヨークのケネディ国際空港に引き

返す。

18日 ▶中央銀行, レポレートを11%から12 %に引上げ決定。20日には, 国債利回りを8 %から9%に引上げ。

19日 ▶イスラーマバードの中央青果市場で 爆弾事件。19人死亡,82人負傷。

21日 ▶11日からの政府とIMF訪問ミッションとの融資再開交渉ほぼ終了。スタンドバイ・アレンジメントによる融資で合意。

23日 ▶政府, 石油製品価格の平均10%値上げを発表。

26日 ▶チャシュマ原子力発電所,中国国家 原子力委員会からパキスタン側に引渡し。

▶ヤストルジェムスキー・ロシア大統領特使、来訪(~27日)。

27日 ▶パキスタン国営石油公社,燃料油価格7.4%値上げ決定。10月19日に3.35%再値上げ。

10月2日 ▶ ムシャラフ行政長官, 『ハムードゥル・ラフマーン報告』 (1971年の第3次印パ戦争に関するもの)を公表すると言明。

3日 ▶日本政府,パキスタンの干ばつで 4 億8100万円の緊急援助供与を決定。

4日▶中央銀行,現金準備率を5%から7%に引上げ決定。またレポレートを12%から13%へ引上げ。

5 日 ▶銀行間市場のルピー対ドル・レート (買値), 一時 1 ^ド _ν 60 ^ν ^ビ を超える。

6日 ▶パキスタン銀行協会,輸入信用状開設に際し、30%の前納金支払いを義務づけることを決定(11月13日には完全撤廃)。

9日 ▶治安当局,カラチでインド情報機関 (RAW)のスパイ7人を逮捕するとともに,武器、弾薬等を押収。

10日 ▶ムシャラフ行政長官は記者会見で, 2002年10月12日以前の民政移管を確約。

13日 ▶ジャモート食糧・農業・家畜相、辞任。

14日 ▶ジャッバル情報・メディア開発相(兼 国家問題に関する行政長官顧問),辞任。

28日 ▶ サッタール外相, 記者会見で「CTBT はパキスタンの国益に資する条約だ」と言明。 11月 4日 ▶ 政府, IMFからの予備的合意書 (Letter of Intent) を受領, 署名。

6日 ▶ムシャラフ行政長官,カザフスタンを訪問(~7日)。途中,トルクメニスタンに立ち寄り、帰路も同国に立ち寄り。

▶中央銀行年報発表。

12日 ▶ムシャラフ行政長官, イスラーム諸 国会議機構(OIC)首脳会談出席のためサウジ アラビアを訪問(~14日)。

16日 ▶パキスタン国営石油公社,燃料油価格の6.25%引下げ決定。

26日 ▶PML, 大民主連合(GDA)と同盟。 ▶内閣拡大。

29日 ►IMF理事会, 5 億7000万^к_νのパキス タン向けスタンドバイ・アレンジメント融資 を承認。

30日 ▶ 8月3日開始の第2次脱税恩赦スキーム終了。税収は11.33億¹²¹(12月9日発表)。 12月3日 ▶国家電力統制局,WAPDA電力料金5%の引上げ承認。

10日 ▶政府発表によると、シャリーフ前首相が、大統領命の恩赦により、家族とともにサウジアラビアへ国外追放。

15日 ▶バングラデシュ政府, ラージャー・パキスタン高等弁務官の退去を命令。

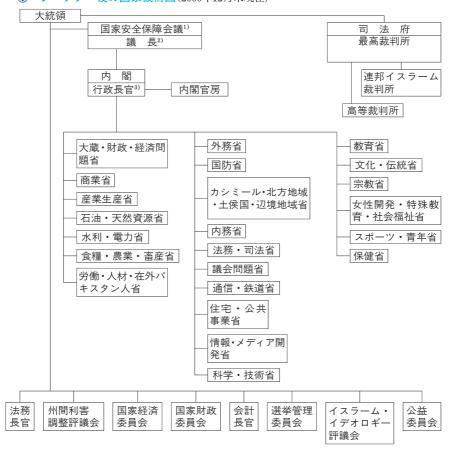
17日 ▶政府とハブコ社との和解成立。買電 価格は、単価6.65°から5.65°に引下げ。

20日 ▶パキスタン軍,カシミール実効支配線(LoAC=LoC)沿い軍の部分的撤退を開始。

31日 ▶地方選挙の第 1 段階, 18県 (district) で開始。

参考資料 パキスタン 2000年

① クーデター後の国家機構図(2000年12月末現在)



- (注) 1) 正式にはPakistan National Security Council(PNSC)であるがNSCと略記される。2), 3) は2000年末現在、同一人物 (パルヴェーズ・ムシャラフ陸軍大将)。
 - ② 政府要人名簿(2000年12月末現在)

大将(統合参謀本部議長兼陸軍参謀長兼

1. 大統領 Muhammad Rafiq Tarar パキスタン行政長官)

職権上の委員 Abdul Mirza海軍大将 (海軍参謀長)

2. 国家安全保障会議(NSC)

職権上の委員 Mushaf Ali Mir空軍大将

議長(Chairman) Pervez Musharraf陸軍

(空軍参謀長)

委員 Abdul Razzak Dawood (商業相兼産業・生産相)

委員 Shaukat Aziz (財政・歳入・終終問題和兼計画・問

(財政・歳入・経済問題相兼計画・開発・統計相)

委員 Abdul Sattar(外相) 委員 Moin-ud-din Haider退役陸軍中将 (内相兼麻薬統制庁長官兼首都管理 ・開発庁長官)

3. 連邦内閣*

連邦大臣(Federal Minister——閣僚)
財政・歳入・経済問題相兼計画・開発・統計相
Shaukat Aziz
内相兼麻薬統制庁長官兼首都管理・開発庁長官
Moin-ud-din Haider退役陸軍中将
外相
Abdus Sattar
法相兼法務長官
Ms.Shahidah Jameel
商業相兼産業・生産相

Abdul Razak Dawood 食糧・農業・協同組合・畜産相

Khair Muhammad Junejo 石油・天然資源相 Usman Aminuddin 科学・技術相 Prof. Atta-ur-Rahman 通信・鉄道相 Javed Ashraf退役陸軍中将 環境・地方自治体・農村開発相兼労働・在外 パキスタン人相 Omar Asghar Khan 宗教・救貧税・十分の一税相

Dr.Mehmood Ghazi 教育相 Mrs. Zubeda Jalal 保健相 Dr. Abdul Malik Kansi カシミール問題・北方地域・土侯国・辺境地 域相兼住宅公共事業相

Abbas Sarfraz Khan スポーツ・文化・青年相兼少数者問題・文化 遺産相 S.K.Tressler退役陸軍大佐 女性開発・社会福祉・特殊教育・住民厚生相 Dr. Attiya Inayatullah 外務・法律・人権担当行政長官名誉顧問

Syed Sharifuddin Pirzada

食糧・農業・畜産担当行政長官顧問

M. Shafi Niaz

連邦土地委員会議長

Imtiaz Ahmad Sahibzada 国務大臣 (Minister of State——閣外相) 計画委員会副委員長

Dr. Shahid Amjad Chaudhry 民営化相 Altaf Saleem

(注) * 大臣の役職名と国家機構図に書かれた省庁名は必ずしも一致しない。

4. 州知事

パンジャーブ州

Muhammad Safdar退役陸軍中将 シンド州 Mohammed Mian Soomro 北西辺境州

Muhammad Shafiq退役陸軍中将 バローチスターン州

Amir ul Mulk Mengal元判事

③ 暫定憲法(改正)命令2000年

(Provisional Constitution 〈Amendment〉 Order 2000)要旨(7月15日)

1999年暫定憲法命令第2条第(3)項の次に以下の条項*を挿入する。

パキスタン・イスラーム共和国憲法の中で第2条,2 A条,31条,203A条~203J条,227~231条,260条3項(a)号及び(b)号を含み,イスラームの指示を包含する総ての条項は、効力を有し続けていくものとし、また効力を有し続けてきたものとする。

(注) *上記の各条項号は次のようなこと

に関するものである。

第2条―イスラームはパキスタンの国教。

第2A条一憲法目標決議(Objectives Resolution)。これは1949年3月に制憲議会が採択したもので、「主権はアッラーにある」とし、全ての統治はイスラーム理念に即すべしとする決議。

第31条—ムスリム国民がイスラームの教え を遵守するための諸措置の原則。

第203A条~203J条—連邦イスラーム法廷関係。

第227~231条—イスラーム関係の条項。 第260条第3項第(a)(b)号—(a)「ムスリム」 の定義。(b)「非ムスリム」の定義。

地方自治体制度に関する政府最終案 (8月14日)の骨子

A. 地方政府(local government)の枠組み

- (1) 州(Province)の下の管区(Division)は 行政地区としては廃止する。
- (2) 州の下に県(District=Zila), その下に郡(Tehsil), その下に町村(Union)の三層の行政区を置く。
- (3) 郡の段階に政令指定都市制度(City District System)を設ける。とりあえず、首都イスラーマバード及び各州都を政令指定都市とする。

B. 諸種議会の選挙の方式等

- (1) まず本年12月に18県の町村議会 (Union Council)選挙を行う。その後、他の 県の町村議会選挙を2001年8月14日までに終 える。
- (2) 町村議会選挙は非政党ベースで直接 選挙とする。
- (3) 有権者年齢を21歳から18歳に引き下げる。

- (4) 分離選挙人制度(separate electorate system)を採用する。
- (5) 議席数の33%を女性に配分し,女性は 一般議席に立候補してもよい。
- (6) 議席の5%を労働者・農民に配分する。
- (7) 議席の5%はムスリムでない少数宗教者に配分する。
- (8) 町村議会副議長(Naib nazim)は全員 が郡議会(Tehsil Council)議員を兼任する。
- (9) 町村議会議長(Nazim)は全員が県議会議員(District Council)議員を兼任する。

⑤ 政党法改正令2000年

(Political Parties Act 〈Amendment〉Ordinance 2000)* (8月9日)

- A. 以下の者は政党の役職に就任することが出来ない。
- (a) 憲法第63条または現在有効な法律により国会(Majlis-i-Shoora)の被選挙権あるいは議員資格を剝奪されている者。
- (b) 背徳あるいは反テロリズム法1997年 あるいは公務規定上有罪と宣告され,懲役2 年以上投獄され,刑期終了後5年未満の者。
- B. 上述の規定により政党の役職への就任 資格を剝奪された者が政党の役職を行使した 場合は、3年未満の懲役または罰金もしくは 双方の罰を課するものとする。
 - (注) *1962年政党法(Political Parties Act 1962)の改正。

主要統計

パキスタン 2000年

1 基礎統計

	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000
人 口 (100万人)	125.38	128.42	131.51	134.51	137.50
労働力人口(同上)	34.42	36.84	37.73	38.59	40.40*
消費者物価上昇率(%)	10.79	11.80	7.81	5.74	3.58
失 業 率 (%)	5.41	6.12	5.89	5.89	5.89*
為替レート(1ドル=ルピー)	33.57	38.99	43.20	46.79	51.77

⁽注) 会計年度は 7 月 1 日~ 6 月30日。以下,同。人口,労働力人口は毎年 6 月30日現在の数値,その他は各年度平均値。 *推計値。

2 支出別国民総生産(名目価格)

(単位:100万ルピー)

						1995/96	1996/97	1997/98	1998/991)	1999/20002)
消	費		支		出	1,813,326	2,107,026	2,231,316	2,521,152	2,764,966
政					府	268,098	288,813	301,614	304,345	362,624
民					間	1,545,228	1,818,213	1,929,702	2,216,807	2,402,342
総	固 定	資	本	形	成	368,424	396,859	402,845	385,492	421,923
在	庫		増		減	34,338	38,275	71,400	47,973	51,721
財・	・ サ、	ーピ	、ス	輸	出	358,375	390,520	441,406	453,355	515,659
財・	・ サ、	ーピ	、ス	輸	入	454,290	504,368	469,311	494,458	580,584
玉	内 総	生	産	(GD	P)	2,113,037	2,408,962	2,653,292	2,887,967	3,119,899

⁽注) 1)修正值。2)暫定值。

3 産業別国内総生産(実質:1980/81年度価格)

(単位:100万ルピー)

(
	1995/96 1996/97	1997/98	$1998/99^{1)}$	$1999/2000^{2}$				
農業・漁業・林業	148,832 149,016	155,748	158,782	167,584				
鉱 業 ・ 採 石	2,833 2,886	2,744	2,844	3,062				
製 造 業	96,016 95,945	102,593	106,877	108,553				
建 設 業	21,944 22,183	22,462	21,059	22,373				
電気・ガス・水道	23,759 23,068	25,094	25,966	28,001				
運輸・通信	54,798 56,859	60,959	62,834	65,282				
卸 売・小 売	92,542 93,208	92,157	94,131	96,486				
金融 · 保険 · 不動産	46,718 50,134	47,800	51,589	54,549				
行 政 · 国 防	35,917 36,712	37,459	38,357	40,488				
サ ー ビ ス	46,798 49,854	53,109	56,577	60,271				
国 内 総 生 産 (GDP)	577,080 588,191	600,125	619,016	646,649				
G D P 成 長 率 (%)	6.76 1.93	4.30	3.15	4.46				
海外純要素所得	-1,856 -4,362	-5,571	-5,202	-9,083				
国 民 総 生 産 (GNP)	568,301 575,503	594,554	613,814	637,566				

⁽注) 1)修正值。2)暫定值。

⁽出所) Government of Pakistan, Finance Division, Economic Survey 1999/2000,同, Economic survey 1999/2000 Statistical Supplement.

⁽出所) 表1に同じ。

⁽出所) 表1に同じ。

4 国・地域別貿易

(単位:100万ルピー)

(<u> </u>										
	6/97	1997	7/98	1998	3/99	1999/2000				
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入		
OECD諸国	194,166	223,515	222,045	200,974	232,379	193,654	269,005	192,998		
アメリカ	57,629	55,966	76,664	49,018	85,081	35,841	109,937	33,476		
日 本	18,700	40,137	15,583	34,247	13,616	38,817	13,850	33,681		
_ そ の 他	117,837	127,412	129,798	117,709	133,682	118,996	145,218	125,841		
イスラーム諸国会議 機 構(OIC)諸 国	38,272	120,863	46,748	101,835	49,451	113,257	62,712	187,774		
アラブ連盟諸国	31,253	104,472	37,379	90,174	40,748	99,007	48,526	170,442		
経済協力機構 (ECO)諸 国	3,070	13,958	4,040	8,622	2,323	10,406	3,757	12,262		
その他	3,949	2,433	5,329	3,039	6,380	3,844	10,429	5,070		
南アジア地域協力 連合(SAARC)諸国	8,293	11,163	12,877	10,009	19,635	10,465	14,183	10,043		
その他	84,582	109,460	91,490	123,520	88,877	148,588	97,778	142,977		
合 計	325,313	465,001	373,160	436,338	390,342	465,964	443,678	533,792		

(出所) 表1に同じ。

5	国際収	支					(単位	:100万ドル)
				1995/96	1996/97	1997/98	1998/99	1999/20001)
貿	易	収	支	-3,704	-3,145	-1,867	-2,085	-1,435
輸		出 (F.	O.B)	8,311	8,096	8,434	7,528	8,163
輸		入 (F.	O.B)	12,015	11,241	10,301	9,631	9,598
貿	易	外 収	支	-3,249	-3,659	-3,264	-2,618	-2,766
移	転	収	支	2,378	2,958	3,210	2,274	3,061
経	常	収	支	-4,575	-3,846	-1,921	-2,429	-1,140
資	本	収	支	4,195	2,748	1,181	-1,705	-3,254
民	間(長	期)収	支	1,534	1,293	617	466	279
民	間(短	期)収	支	1,147	539	-948	-2,367	-2,752
公	共	収	支	1,514	916	1,512	196	-781
誤	差	脱	漏	-51	66	434	992	501
総	合	収	支	-431	-1,032	-306	824	71

(注) 1) 暫定値。 (出所) 表1に同じ。

6 国家財政 (単位:100万ルピー)

	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000
連邦政府・全4州総財源	380,260	384,331	429,454	468,601	542,400
連邦政府・全4州総支出	518,099	540,919	634,014	647,777	744,300
連邦政府・全4州財政赤字総計	137,839	156,588	204,992	179,177	201,900
赤字補塡手段					
海 外 借 入	28,586	27,636	38,761	97,070	71,100
国内非銀行借入	56,980	56,495	118,202	155,919	90,800
銀行制度/赤字財政	52,273	71,875	48,029	-73,811	40,000

(出所) 表1に同じ。